

【質問】横断歩道を歩行中に突っ込んできた車には  
ねられ救急車で病院に運ばれました。診察の結果、右  
足骨折と分かり約一カ月のギプス固定とその後約一カ  
月のリハビリと診断されました。こういった場合、健  
康保険は使えるのでしょうか。

(会社員)

## 第三者行為でも治療可能



【回答】お尋ねのケースの

ように、負傷に関して相手

方がいる場合を第三者行為

による負傷といえます。こ

のような自動車事故などの

ように、第三者の行為が原

因だけがをしたときにも、

健康保険で治療を受けるこ

とができます。ただし、次の

ように交通事故が通勤途中

の事故で通勤災害と認めら

れる場合やけが、病气、死亡

について、その原因が被保険

者の業務に起因するもので

あるときは、社会保険によ

る給付は受けられません。

また、故意による事故、

泥酔、けんかなどによる事

故などについては、保険給

付の全部または一部が制限

されることがあります。第

三者の行為によって受けた

けがなどについて健康保険

で診療を受ける場合、被保

険者は「第三者の行為によ

る傷病届」をできるだけ早

く保険者(社会保険事務所

りません。

この届けには、①被害の

発生状況報告書②第三者の

住所・氏名(分らないと

きはその旨)③警察署の事

故証明書④示談が成立し

ているときはその示談書な

どを添付して遅滞なく提出

しなければなりません。こ

れを受けて保険者は、第三

者の行為によって損害をこ

うむった被保険者などが当

該第三者に対して有する損

害賠償請求権を保険者が代

## 業務に起因する場合支給なし

位取得することになりま

す。こうして保険者は保険給

付した額(療養の給付、療養

費、傷病手当金など)の範囲

内で、加害者(第三者)に損

害賠償の請求権を行使する

ことが認められているので

す。第三者行為の届けを行

うことで被保険者は種々の

雑務に取り込まれることな

く給付(治療)を受けられま

す。ただし、健康保険の保険

給付を受けられると、いつ

も健康保険による診療を義

務付けられているものでは

ありません。例えば自賠責

保険から保険金を受けても

よく、健康保険で給付を受

けるかどうかについてはそ

れぞれよく考慮して判断す

ることになります。が、被害

者である被保険者(皆さん)

に決定権があります。

## 交通事故と健康保険

(真医師会)